

社会資本整備重点計画法案参照条文

道路法（昭和二十七年法律第八十号）（抄）

（用語の定義）

第二条 この法律において「道路」とは、一般交通の用に供する道で次条各号に掲げるものをいい、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となつてその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを含むものとする。

2、5 略

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法（昭和四十一年法律第四十五号）（抄）

（定義）

第二条 略

3 この法律において「交通安全施設等整備事業」とは、前条の目的を達成するため、この法律で定めるところに従つて行なわれる次に掲げる事業をいう。ただし、第二号に掲げる事業にあつては道路の改築（同号イに規定する道路の改築を除く。）に伴つて行なわれるものを除く。

- 一 都道府県公安委員会（道路交通法（昭和三十五年法律第一百五号）第百十四条の規定により権限の委任を受けた方面公安委員会を含む。以下同じ。）が行なう次に掲げる事業
 - イ 信号機、道路標識又は道路標示の設置に関する事業
 - ロ 交通管制センター（信号機、道路標識及び道路標示の操作その他道路における交通の規制を広域にわたつて総合的に行なつた）に必要な施設で政令で定めるものをいう。）の設置に関する事業
- 二 略

鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）（抄）

（工事の施行の認可）

第八条 鉄道事業者は、国土交通省令で定めるところにより、鉄道線路、停車場その他の国土交通省令で定める鉄道事業の用に供する施設（以下「鉄道施設」という。）について工事計画を定め、許可の際国土交通大臣の指定する期限までに、工事の施行の認可を申請しなければならない。ただし、工事を必要としない鉄道施設については、この限りでない。

2、3 略

空港整備法（昭和三十一年法律第八十号）（抄）

(空港の定義及び種類)

- 第二条 この法律で「空港」とは、主として航空運送の用に供する公共用飛行場であつて、次に掲げるものをいう。
- 一 第一種空港 新東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港及び国際航空路線に必要な飛行場であつて政令で定めるもの
 - 二 第二種空港 主要な国内航空路線に必要な飛行場であつて、政令で定めるもの
 - 三 第三種空港 地方的な航空運送を確保するため必要な飛行場であつて、政令で定めるもの
- 2 略

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抄）

(定義)

第二条 略

2 略

5 この法律で「港湾施設」とは、港湾区域及び臨港地区内における第一号から第十一号までに掲げる施設並びに港湾の利用又は管理に必要な第十二号から第十四号までに掲げる施設をいう。

- 一 水域施設 航路、泊地及び船だまり
- 二 外郭施設 防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、ごう門、護岸、堤防、突堤及び胸壁
- 三 係留施設 岸壁、係船浮標、係船くい、さん橋、浮さん橋、物揚場及び船揚場
- 四 臨港交通施設 道路、駐車場、橋りよう、鉄道、軌道、運河及びヘリポート
- 五 航行補助施設 航路標識並びに船舶の入出港のための信号施設、照明施設及び港務通信施設
- 六 荷さばき施設 固定式荷役機械、軌道走行式荷役機械、荷さばき地及び上屋
- 七 旅客施設 旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所
- 八 保管施設 倉庫、野積場、貯木場、貯炭場、危険物置場及び貯油施設
- 八の二 船舶役務用施設 船舶のための給水施設、給油施設及び給炭施設（第十三号に掲げる施設を除く。）
- 船舶保管施設
- 九 港湾公害防止施設 汚濁水の浄化のための導水施設、公害防止用緩衝地帯その他の港湾における公害の防止のための施設
- 九の二 廃棄物処理施設 廃棄物埋立護岸、廃棄物受入施設、廃棄物焼却施設、廃棄物破碎施設、廃油処理施設その他の廃棄物の処理のための施設（第十三号に掲げる施設を除く。）
- 九の三 港湾環境整備施設 海浜、緑地、広場、植栽、休憩所その他の港湾の環境の整備のための施設
- 十 港湾厚生施設 船舶乗組員及び港湾労働者の休泊所、診療所その他の福利厚生施設
- 十の二 港湾管理施設 港湾管理事務所、港湾管理用資材倉庫その他の港湾の管理のための施設（第十四号に掲げる施設を除く。）
- 十一 港湾施設用地 前各号の施設の敷地
- 十二 移動式施設 移動式荷役機械及び移動式旅客乗降用施設
- 十三 港湾役務提供用移動施設 船舶の離着岸を補助するための船舶、船舶のための給水、給油及び給炭の用に供する船舶及び車両

並びに廃棄物の処理の用に供する船舶及び車両

十四 港湾管理用移動施設 清掃船、通船その他の港湾の管理のための移動施設

6・7 略

8 この法律で「開発保全航路」とは、港湾区域及び河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域（以下単に「河川区域」という。）以外の水域における船舶の交通を確保するため開発及び保全に関する工事を必要とする航路をいい、その構造の保全及び船舶の航行の安全のため必要な施設を含むものとし、その区域は、政令で定める。

9 略

航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）（抄）

（この法律の目的及び用語の定義）

第一条 略

2 この法律において「航路標識」とは、灯光、形象、彩色、音響、電波等の手段により港、湾、海峡その他の日本国の沿岸水域を航行する船舶の指標とするための灯台、灯標、立標、浮標、霧信号所、無線方位信号所その他の施設をいう。

都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「都市公園」とは、次に掲げる公園又は緑地で、その設置者である地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むものとする。

一 都市計画施設（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第六項に規定する都市計画施設をいう。次号において同じ。）である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が同条第二項に規定する都市計画区域内において設置する公園又は緑地

二 次に掲げる公園又は緑地で国が設置するもの

イ 一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地（口に該当するものを除く。）

ロ 国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地

2・3 略

都市公園等整備緊急措置法（昭和四十七年法律第六十七号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「都市公園等」とは、次に掲げるものをいう。

一 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園（当該都市公園に都市基盤整備公団が設ける公園

- 施設を含む。)
- 二、三略
- 2略

都市緑地保全法（昭和四十八年法律第七十二号）（抄）

（緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画）

- 第二条の二 市町村は、都市における緑地（樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独で、若しくは一体となつて、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となつて、良好な自然的環境を形成しているものをいう。以下同じ。）の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条の規定により指定された都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることができる。
- 2、7略

下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）（抄）

（用語の定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一、二略
- 三 公共下水道 主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。
- 四 流域下水道 もつぱら地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除し、及び処理するために地方公共団体が管理する下水道で、二以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するものをいう。
- 五 都市下水路 主として市街地における下水を排除するために地方公共団体が管理している下水道（公共下水道及び流域下水道を除く。）で、その規模が政令で定める規模以上のものであり、かつ、当該地方公共団体が第二十七条の規定により指定したものをいう。
- 六、八略

河川法（昭和二十九年法律第六十七号）（抄）

（河川及び河川管理施設）

- 第三条 この法律において「河川」とは、一級河川及び二級河川をいい、これらの河川に係る河川管理施設を含むものとする。
- 2略
- （この法律の規定を準用する河川）

第百条 一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの（以下「準用河川」という。）については、この法律中二級河川に関する規定（政令で定める規定を除く。）を準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

2 前項に規定するもののほか、この法律の規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

砂防法（明治三十年法律第二十九号）（抄）

第一条 此ノ法律ニ於テ砂防設備ト称スル八国土交通大臣ノ指定シタル土地ニ於テ治水上砂防ノ為施設スルモノヲ謂ヒ砂防工事ト称スルハ砂防設備ノ為ニ施行スル作業ヲ謂フ

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）（抄）

（地すべり防止区域の指定）

第三条 主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係都道府県知事の意見をきいて、地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域をいう。以下同じ。）及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長し、若しくは誘発するおそれのきわめて大きいもの（以下これを「地すべり地域」と総称する。）であつて、公共の利害に密接な関連を有するものを地すべり防止区域として指定することができる。

2 前項の指定は、この法律の目的を達成するため必要な最小限度のものでなければならぬ。

3 主務大臣は、第一項の指定をするときは、主務省令で定めるところにより、当該地すべり防止区域を告示するとともに、その旨を関係都道府県知事に通知しなければならない。これを廃止するときも、同様とする。

4 地すべり防止区域の指定又は廃止は、前項の告示によつてその効力を生ずる。

（ぼた山崩壊防止区域の指定）

第四条 主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係都道府県知事の意見をきいて、ぼた山の存する区域であつて、公共の利害に密接な関連を有するものをぼた山崩壊防止区域として指定することができる。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の指定について準用する。この場合において、同条第三項中「当該地すべり防止区域」とあるのは「当該ぼた山崩壊防止区域」と、同条第四項中「地すべり防止区域」とあるのは「ぼた山崩壊防止区域」と読み替えるものとする。

（主務大臣等）

第五十一条 地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域の指定及び管理についての主務大臣は、次のとおりとする。

一 砂防法第二条の規定により指定された土地（これに準ずべき土地を含む。）の存する地すべり地域又はぼた山に關しては、国土交通大臣

二 森林法第二十五条第一項若しくは第二十五条の二第一項若しくは第二項（同法第二十五条の二第一項後段又は第二項後段において準用する同法第二十五条第二項を除く。）の規定により指定された保安林（これに準ずべき森林を含む。）又は同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区（これに準ずべき森林又は原野その他の土地を含む。）の存する地すべり地域又はぼた山に

関しては、農林水産大臣

三 前二号に該当しない地すべり地域又はぼた山のうち、

イ 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業が施行されている地域又は同法の規定により土地改良事業計画の決定されている地域（これらの地域に準ずべき地域を含む。）の存する地すべり地域又はぼた山に関するは、農林水産大臣

ロ イに該当しない地すべり地域又はぼた山に関しては、国土交通大臣

2・3 略

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「急傾斜地」とは、傾斜度が三十度以上である土地をいう。

2 この法律において「急傾斜地崩壊防止施設」とは、次条第一項の規定により指定される急傾斜地崩壊危険区域内にある擁壁、排水施設その他の急傾斜地の崩壊を防止するための施設をいう。

3 この法律において「急傾斜地崩壊防止工事」とは、急傾斜地崩壊防止施設の設置又は改造その他次条第一項の規定により指定される急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊を防止するための工事をいう。

海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「海岸保全施設」とは、第三条の規定により指定される海岸保全区域内にある堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜（海岸管理者が、消波等の海岸を防護する機能を維持するために設けたもので、指定したものに限り。）その他海水の侵入又は海水による侵食を防止するための施設をいう。

2・3 略

下水道整備緊急措置法（昭和四十二年法律第四十一号）（抄）

（下水道整備七箇年計画）

第三条 略

2 略

3 建設大臣は、第一項の規定により下水道整備七箇年計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、経済企画庁長官、環境庁長官及び国土庁長官に協議するとともに、下水道の整備とし尿の処理との総合的な効果を確保するため、厚生大臣と協議し、廃棄物処理施設整備緊急措置法（昭和四十七年法律第九十五号）第三条第一項に規定する廃棄物処理施設整備計画との相互調整を図らなければならない。

治山治水緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号）（抄）

（定義）

第二条 この法律で「治山事業」とは、次の各号に掲げる事業で、国が施行するもの及び都道府県又は都道府県知事が施行し、かつ、これに要する費用の一部を国が負担し、又は補助するものをいう。

一 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条に規定する保安施設事業

二 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第五十一条第一項第二号に規定する地すべり地域又はほた山に関して同法第三条又は第四条の規定によつて指定された地すべり防止区域又はほた山崩壊防止区域における地すべり防止工事又はほた山崩壊防止工事に關する事業

2 4 略

（治山事業七箇年計画及び治水事業七箇年計画）

第三条 略

2 7 略

8 国土交通大臣は、第六項において準用する第一項の規定により治水事業七箇年計画の変更の案を作成しようとするときは、あらかじめ、七箇年間に進行すべき前条第二項第一号、第四号及び第五号に掲げる事業（同条第三項の規定に該当するものを除く。）の実施の目標に係る部分について環境大臣に協議するとともに、治山治水事業の総合性を確保するため、農林水産大臣との間で、治山事業七箇年計画又はその変更の案との相互調整を図らなければならない。

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）（抄）

（基本計画）

第六条 行政機関の長（行政機関が、国家公安委員会、公正取引委員会又は公害等調整委員会である場合にあつては、それぞれ国家公安委員会、公正取引委員会又は公害等調整委員会。以下同じ。）は、基本方針に基づき、当該行政機関の所掌に係る政策について、三年以上五年以下の期間ごとに、政策評価に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 五 略

六 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他事後評価の実施に関する事項

七 十一 略

3 行政機関の長は、前項第六号の政策としては、当該行政機関がその任務を達成するために社会経済情勢等に応じて実現すべき主要な行政目的に係る政策を定めるものとする。

4・5 略

（事後評価の実施計画）

第七条 行政機関の長は、一年ごとに、事後評価の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を定めなければならない。

2 実施計画においては、計画期間並びに次に掲げる政策及び当該政策ごとの具体的な事後評価の方法を定めなければならない。

一 前条第二項第六号の政策のうち、計画期間内において事後評価の対象としようとする政策

二 計画期間内において次に掲げる要件のいずれかに該当する政策

イ 当該政策が決定されたときから、当該政策の特性に応じて五年以上十年以内において政令で定める期間を経過するまでの間に、

当該政策がその実現を目指した効果の発揮のために不可欠な諸活動が行われていないこと。

ロ 当該政策が決定されたときから、当該政策の特性に応じてイに規定する政令で定める期間に五年以上十年以内において政令で

定める期間を加えた期間が経過したときに、当該政策がその実現を目指した効果が発揮されていないこと。

三 前二号に掲げるもののほか、計画期間内において事後評価の対象としようとする政策

3 略

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）（抄）

（国の無利子貸付け）

第二条 国は、当分の間、別に法律で定めるところにより、道路、公園その他の公共の用に供する施設を整備する事業その他の公共的な建設の事業及び官公庁施設の建設等の事業（以下この項、次条及び第七条において「公共的建設事業」という。）で、次に掲げるものに要する費用に充てる資金を無利子で貸し付けることができる。

一 略

二 国の負担又は補助を受ける公共的建設事業のうち、民間投資の拡大又は地域における就業機会の増大に寄与すると認められる社会資本を整備するものであつて、緊急に実施する必要があるもの

2 略